

# 小平市立小平第五中学校 いじめ防止基本方針

小平市立小平第五中学校

## 1 はじめに

平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」が施行された。それを受けて、「いじめ防止対策推進法」の第13条に基づき、小平市立小平第五中学校における「いじめ防止基本方針」を以下の通りに作成した。

私たち学校職員は、生徒が安全で安心して生活できる学校を築いていかなければならない。そのために以下の方針に基づいて、「いじめは許さない」「やってはいけない」という認識をもって、保護者・地域・関係機関と協力しながら取り組んでいく必要がある。

### (1) 基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害・犯罪行為であるの共通理解のもと

- ①いじめ未然防止に努める学校、いじめを絶対に許さない学校づくりを推進する。
- ②いじめ発生時には、学校はいじめられている生徒の立場に立って、その生徒を守り通し、解決と事後の指導に全力を尽くす。
- ③いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と、粘り強い指導を継続的に行う。
- ④学校と保護者との信頼関係を築き、地域や関係機関との協力、連携に努める。

### (2) 各領域における人権教育の推進等の主な取組

- ①学校の教育活動全体を通じた人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分を大切にすると共に他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ②学級活動を充実させ、よりよい生活や人間関係づくりに主体的に取り組む生徒を育成し、支持的風土を醸成する学級経営を行う。また、全ての教員がカウンセリングマインドを備え、生徒の心に寄り添う共感的指導や声かけを日常的に行い、より良い集団づくりを促進する。
- ③道徳の時間を要として、いじめは絶対に許されないことを自覚させるとともに、いじめを止めようとする強い気持ちがもてるよう「いじめ防止に関する授業」を年3回以上実施する。
- ④体験活動の推進やコミュニケーション講座の実施により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ⑤生徒会における活動等、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- ⑥家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、生徒の豊かな心を育み、自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。

## 2 対応の基本的な考え方について

担任や一部の教員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応することが原則である。そのために、以下の基本的な考え方にに基づき、いじめの防止対策に取り組む。

### (1) 学校におけるいじめの防止等に関する対応

- ①「いじめ防止対策委員会」（いじめ防止等の対策の為の組織）を設置して、日常的・定期的に生徒の情報を共有し組織的に対応する。学校で発生したいじめを把握し、解決に向けた取組を策定する。また、未然に防止するために、アンケートや面談の実施などを計画する。

校長、副校長、生活指導主任、生活指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで構成し、必要に応じて学年主任及び、関係する教員が参加する。

- ②いじめの問題等に関する指導記録をパソコン内フォルダーに保存し、生徒の進級にあたって適切に引き継ぐ。また、「いじめ対策委員会」を支援する組織として、学校サポートチームを活用する。

- ③学校サポートチームはケース会議を開催し、必要に応じて、外部機関の協力を仰ぎ連携して対応する。

構成…校長、副校長、生活指導主任、該当学年主任、該当担任、養護教諭、SC、SSW、教育委員会、民生児童委員、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察、スクールサポーター、保護司等 ※構成は必要に応じて検討する。

### (2) いじめ未然防止や早期発見のための対応

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生する。そこで、学校、家庭、地域が連携しながら全力で実態把握に努める。

- ①日頃から小さな変化を見逃さない姿勢で生徒理解に努め、小さな事でも学年や生活指導部会で報告し合う。また、周囲の生徒が取るべき行動についても適切に指導し、いじめの兆候や発見があった場合に、適切な行動がとれるようにする。
- ②「ふれあい月間」を通じて「いじめ発見のチェックシート」を年3回実施するとともに「いじめに関する生徒アンケート」を月1回活用しいじめの確実な発見に努める。
- ③教育相談を充実させ、担任と生徒の二者面談を適宜実施する。
- ④教育相談のほか、連絡ノート、電話連絡等を通し、保護者との情報共有を密に行う。
- ⑤スクールカウンセラーによる中学校1学年生徒の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。
- ⑥いじめをはじめとする、生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を、年3回実施する。

### (3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

- ①生徒への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への啓発や、協力依頼を行う。
- ②問題のあるネット上の書き込みに対しては、情報提供後に敏速な対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

### (4) いじめが発生した場合の対応

- ①発見・通報を受けた教職員は、いじめの事実確認を速やかに徹底して行う。事実確認の結果は「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有するとともに、いじめ事案について校長が責任をもって小平市教育委員会に報告する。

- ②いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、生徒またはその保護者に対する支援を行う。
- ③いじめを行った生徒には、直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で行為の善悪を理解させ反省、謝罪させる。また、保護者に事実を報告し、助言を行う。
- ④犯罪行為として取り扱うべきであると判断される場合は、警察と連携して対応する。
- ⑤いじめが解消した後も、継続的な観察等による生徒理解に努め、適切な指導を怠らない。

(5) 特に重大な事態への対処

- ①教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ②いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。
- ③教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

### 3 いじめの予防

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

- ①いじめが発生してから対応するのではなく、いじめのない学校づくりが大切である。日常生活の中で良いことは良い、悪いことは悪いと伝えていくことが本来の学校活動である。
- ②学校の教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成する。特に、道徳、学級活動、生徒会活動、人権教育を通して、これらの指導の充実を図る。
- ③「いじめは人間として絶対やってはいけないこと」という意識を徹底させる。また、いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為も同様に許されない。このことを生徒に定着させる。

(2) いじめを未然に防ぐ取組

①学級活動を通して

- ・生徒と教員が相互理解できる学級経営を行う。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。
- ・話し合い活動ができ、クラスの諸問題を真剣に考える集団を育てる。

②授業を通して

- ・「分かる授業」を行い、学ぶ喜びを生徒に伝える。
- ・生徒が授業に意欲的に取り組めるように適切な指導を行い、達成感や連帯感がもてるようにする。
- ・いじめ防止の授業を道徳や特別活動の時間等に年3回以上実施する。

③道徳授業を通して

- ・「いじめ防止」「人権の尊重」などの題材を取り上げ、「いじめは絶対に許さない」という心情を深める。

④学校行事を通して

- ・生徒が自主的に取り組むことにより、達成感や感動、仲間同士の友情を深めさせる。

⑤生徒会などの活動を通して

- ・いじめ防止や解決に向けて生徒会や委員会活動の中で話し合わせ、全校に呼びかける取組を行う。

#### ⑥情報モラル教育の充実

- ・スマートフォンなどの情報通信機器を使った誹謗中傷、いじめが社会問題になっていることから、情報教育や道徳の授業などを通じて、情報モラル教育に取り組む。

#### ⑦特別な支援を要する生徒に対して

- ・特別な支援が必要な生徒については、特に教員の相互理解のもと、丁寧な見守りと声かけ、細やかな学習支援や丁寧な生活指導を、ＳＣ、ＳＳＷも含めて学校全体で支援する。

#### ⑧校内研修会の実施

- ・いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修会を、年３回実施する。

### 4 いじめの早期発見

#### (1) 休み時間などでの発見

休み時間や昼休み、放課後などは、特に生徒の様子に気を配る。また、服装や言動など普段と異なる様子がないかを確認する。気になることがあれば声をかけて様子を見守る。また、日直の巡回でも生徒の様子や校内の状態を観察することで、いじめについての情報を集める。

#### (2) 複数の教員による発見

授業や職員室に戻る際は、トイレ、特別教室など死角になる場所を中心に、生徒の様子をよく観察し、問題発見の機会を多くする。

#### (3) アンケートの実施

学期に１回、市内で行われる「ふれあい月間アンケート」を実施すると共に「いじめに関する生徒アンケート」を月１回活用し、いじめの確実な発見に努める。また、行事の後などは、学年や学校の様子を見取るため、事後アンケートを適宜実施する。

#### (4) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携

生活指導部・校内委員会担当は特に日頃からＳＣやＳＳＷとの連携を密にして、情報の共有化を進める。１年生においてはスクールカウンセラーとの面談を１学期に全員実施する。

### 5 いじめ発見から解決まで

#### (1) いじめの情報の把握と事実の確認

##### ①情報の把握

- ・いじめが疑われる言動
- ・本人からの訴え
- ・周囲の生徒からの情報
- ・アンケート調査の回答
- ・保護者からの訴え
- ・他の教職員からの情報
- ・プリントやワーク、諸作品、提出物などからの気になるサインの発見
- ・地域社会からの情報

- ・ 小学校等からの引き継ぎ、就学支援シートなどの情報
- ・ 日常の言動や態度、成績などの急激な変化 等

## ②情報の共有化

- ・ いじめの情報を把握した教員は、生活指導主任、管理職に連絡し、「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。

## ③事実の確認

- ・ 内容の真偽について、生徒・保護者に確認を行い、生活指導主任、管理職に連絡し、いじめ対策委員会を中心に対応を行う。

## ④留意すべきこと

- ・ 複数での対応を原則とし、公正さと客観性を保ち、記録をつける。

# (2) 事実の究明

いじめの状況、きっかけを聞き、事実に基づいた指導の根拠とする。なお、事情の聞き取りの際は、以下の事柄に特に配慮する。

- ① 事情を聞くときは、プライバシー保護の観点に立ち、聞き取りの場所や時間帯に配慮する。
- ② 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい相手や場所などに配慮する。
- ③ 複数の教員で対応し、役割分担をする。
- ④ いじめられていた生徒と、いじめた生徒の聞き取りは、場所を分ける。
- ⑤ まず事実の確認による究明を第一とし、叱責や説諭だけで終わらないよう配慮する。
- ⑥ 当事者同士の話し合いのみによる解決ではなく、あくまでも客観的に把握する。
- ⑦ 対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
- ⑧ 話しやすい話題から入り、うそやごまかしのない事実確認を行う。

# (3) いじめを受けている生徒への指導

## ①基本的な姿勢

- ・ いかなる理由があっても、いじめられた生徒を守ることを約束する。
- ・ 指導が終わり、解消しても、一定期間の見守りとフォローアップを行う。

## ②事実の確認

- ・ 担任を中心に、生徒が話しやすい教員が対応する。

## ③支援

- ・ 時間や場所を確保し、じっくりと聞く態勢を整える。
- ・ いじめは絶対に許さない、ということを伝え指導する。
- ・ いじめを行う生徒との今後の生活について具体的に助言、支援する。
- ・ 「いじめられている側にも原因がある」「がんばれ」という指導や、安易な励ましはしない。

## ④経過観察

- ・ 指導が終わり、いじめが解消しても、教員全体で当該生徒の様子を注意深く見守る。
- ・ 面談などを定期的に行い、学校生活の情報を得る。

#### (4) いじめを行った生徒への対応

##### ①基本的な姿勢

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った不適切な行為については、毅然とした姿勢で指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、この後の生活はどうすればよいのか考えさせる。
- ・学級や学年から孤立したりや、疎外されることがないように指導を行う。

##### ②指導

- ・自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁を許さない。
- ・いじめを絶対に許さない姿勢で臨み、他者の心の痛みを理解できるように指導する。

##### ③経過観察

- ・面談などを定期的に行い、学校生活の情報を得る。
- ・指導が終わり、いじめが解消しても全教職員で当該生徒の様子を注意深く見守る。

#### (5) 傍観者に対する指導

##### ①基本的な姿勢

- ・いじめは、学級や学年の集団全体の問題であると理解させる。
- ・いじめの問題には、教員や生徒が一致して真剣に取り組んでいる姿勢を理解させる。

##### ②事実の確認

- ・いじめの事実を告げることは、つらい立場の生徒を救う行為であることを伝える。
- ・いじめを告げたことにより、自分も今後いじめられる可能性があると考える生徒には、徹底して守り通すという姿勢を見せ、安心させる。

##### ③指導

- ・傍観者も、いじめの関与者であるという事実を、しっかりと受け止めさせる。
- ・今後傍観者にならないためにはどのように行動したらよいのか、考えさせる。
- ・いじめを許さない集団の一員となるためどうしたらよいかについて、考えを巡らせ、意識を高めさせる。

##### ④経過観察

- ・学級活動や行事を通して、集団のエネルギーをプラスに向けていく。
- ・いじめが解消しても、生徒の観察を続けながら、継続した指導を行っていく。

#### (6) 保護者との連携

いじめを受けた生徒、行った生徒の別なく、保護者との対応では、事実に基づいた正確な説明、速やかな対応を学校として心がける。

##### ①いじめを受けた生徒の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問などを行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・いじめを受けた生徒を学校全体で守り、支援していくことを伝え、具体的な対応を示す。
- ・対応を安易に終結させず、丁寧に経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

## ②いじめを行った生徒の保護者との連携

- ・事実を確認後、家庭訪問などして事実の経過を伝える。
- ・いじめを受けた生徒の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と生徒の変容を伝え、指導に対する理解を求める。

## (7) 解消の確認

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした」、「謝罪が済んだ」、「楽しそうに会話をする姿が見られるようになった」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の子供への対応を終えてしまうことがあってはならない。当該の子供の様子や心情を確実に把握し安心して生活を送るようになるまで支援を継続する。

いじめが解消されたかどうかは、教職員個人が行うのではなく、少なくとも、以下に示す2つの条件が満たされることを含め、「いじめ対策委員会」が統合的に検討した上で、校長が判断する。

### ①いじめに係る行為の解消

- ・被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当な期間とは3か月を目安とする。ただし、被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合はこの目安にかかわらない。

### ②被害者が心身の苦痛を受けていないこと

- ・被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面などにより確認する。